

秋田公立美術大学との取引における誓約書

平成 年 月 日

公立大学法人秋田公立美術大学理事長 様

所在地

社 名

代表者職・氏名

印

当社（当法人）は、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「秋田公立美術大学」という。）との取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 公立大学法人秋田公立美術大学会計規程（平成 25 年規程第 76 号）、公立大学法人秋田公立美術大学契約事務規程（平成 25 年規程第 88 号）等関係規程を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
- 2 秋田公立美術大学内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- 3 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- 4 秋田公立美術大学構成員（教職員、その他関連する者）から不正な行為の依頼等があった場合には、秋田公立美術大学研究費不正使用に関する通報・相談窓口に連絡すること。